

文部大臣 砂田重民 殿

日本学術会議会長 伏見康治

昭和54年度文部省科学研究費補助金特定研究(B)
の領域について(申入れ)

標記について、本会議第513回運営審議会の議決に基づき、下記のとおり申し入れます。

記

昭和54年度から始まる特定研究(B)として、本会議は慎重審議の結果、次の諸領域を選定した。貴省におかれては本案を尊重するとともに、研究領域の決定に当たって、あらかじめ本会議と十分な打合せを行われるよう要望する。

- ウイルス感染症の制圧に関する医学生物学的研究
- トレース・キャラクタリゼーション
- クロマチンの構造と機能
- 都市における防災体制の構造的な研究
- 原子過程科学の基礎
- 海洋開発利用に関する基礎研究
- 物質のマイクロ構造の動的解析
- 溶接構造物の安全性確保のための許容欠陥基準の合理的確立
- 金属資源の完全利用
- 超伝導量子エレクトロニクス
- 生物生産の場における生理的・化学的制御
- 温帯・熱帯地域における生物生産の比較農学的研究
- 心臓・血管障害の成因に関する基礎的研究

文部大臣 砂田重民 殿

日本学術会議会長 伏見康治

大学等の研究機関における組換えDNA実験の進め方に関する学術審
議会科学と社会特別委員会の中間報告に対する意見について(伝達)

本会議IUBS研究連絡委員会(プラスミット分科会)において、標記に関する意見を別紙のとおり取りまとめましたので、第516回運営審議会の議を経てお伝えいたします。

IUBS研究連絡委員会(プラスミット分科会)としては、今後とも関係部・委員会と共同して更に検討を加え、必要に応じて意見を述べることでありますので、その旨申し添えます。

別紙

我が国におけるDNA分子組換え研究の進め方について、日本学術会議は、科学の内在的発展

の重要性を認識しつつ、同時にこの問題が国民の安全に大きく関係するとの観点から、第73回総会において、その安全な推進策について見解を表明した。

このたび、学術審議会科学と社会特別委員会から、科学研究費補助金等により行おうとするDNA分子組換え研究に適用されるべきものとして、組換えDNA実験指針案（以下「指針案」という。）が示された。その内容は、さきに本会議が表明した見解にほぼ添うものと判断されるが、なお検討を要する点が指摘される。

この「指針案」では、科学研究費補助金等文部省が研究計画に即して経費を支出する大学等における実験について適用されることに限定されているが、今後、通商産業・厚生・農林水産の各省や科学技術庁等所管の研究機関及び企業等においても、当然この種の実験技術を必要とすると思われるので、これとは別に実験取り扱い指針が設定されることになろう。この場合、先行した学術審議会の指針との整・合性が図られなければならない。

また、上記の「指針案」では、当面の規制だけを示し、それ以外は中央委員会（仮称）を設置して、ここに以下の任務（特に1、2及び5は重要である。）をおわせることになっているが、その後の運営に当たって問題が起こる可能性が考えられる。

1. 実験計画の指針適合性についての審査
2. 指針であらかじめ指摘された事項の認定の検討及び実験に関する助言についての検討
3. 組換えDNAの先導的研究に関する審議
4. 組換えDNA研究の長期的・総合的方策の審議
5. 指針の改訂に関する勧告
6. 実験に関する内外の情報の収集及び提供に関する検討
7. その他実験の安全確保上必要な事項に関する建議等

この種の中央委員会は、学術審議会ばかりでなく科学技術会議にも設置されることが予想され、この場合、二つの中央委員会による決定事項の間にそごを生じないよう十分注意する必要がある。

そのための効果的な方法として、これらの中央委員会間の常設的な連絡の場を設けることが必要である。またそのために、本会議においても、関係の学協会、研究者と協力して、研究者の自主的な組織の育成・強化を図るよう努める所存であるが、貴省におかれても、技術的に重要であると認められる事項に関しては、そのような研究者組織の意見を十分聴くことが適当であると考えられる。

11-5

総学庶第1380号 昭和53年10月17日

科学技術会議 議長 福田 赳 夫 殿

日本学術会議会長 伏見 康 治

組換えDNA実験の進め方について（要望）

本会議は、標記について、IUBS研究連絡委員会（プラスミッド分科会）が取りまとめた意見を別添写のとおり文部大臣に提出いたしました。

つきましては、貴会議におかれても、組換えDNA実験の進め方を検討されるに当たっては、